

新生児を訪問指導から八月

發育・榮養・病氣予防^{など}

[illegible]

五千人程度が死亡して
おさんを出すことが育

兄知用の向上により乳児
近頃は医学が発達と青
でもの、市内助産婦会が全
面的な協力により、全部
の新出生の家庭を開し
て、發育・栄養・衛生の
予防等について指導する
ようになり、可成り受
けが支えられる）（保険料

婦
無料（指導する
婦には一歳から
を交がる）
（保険料

政治意識の高揚へ

市公明選挙推進協議会結成

民間運動が、市民の政治意識を高揚して、新神戸市公明選挙推進協議会が結成された。

公明選挙運動という言葉が生れてからでに数年の経過はしたが、この運動の効果は必ずしもあきらかにあらわれないままに、

りをもためた日常の生活が、大切なことである故に思ふ。

最近大きな国民運動としてのことが、あきびとられ常時における除害運動の高揚に力がついていきました。

青年会議所などの代表者四十人が集まり協賛の会、新神戸市公明選挙推進協議会を結し、今秋にひろな民間運動を模範とすることになりました。役員は公明のとおりです。

[illegible]

青年弁論大会

11月上旬、新関小で

[illegible]

旧軍人・軍属の 地域加算復活

恩給法一部改正

恩給法の一部が改正され、昭和十八年八月の陸軍人恩給令施行の際、地籍原簿が壊れてしまった旧軍人、加算が一年特選でいた人が復活し恩給が支給された。また公務員にも了る恩給。また公務員にも了る恩給。また公務員にも了る恩給。また公務員にも了る恩給。

一 地域加算の復活

1 支給の対象者
次の要件を具するものとする。
（一）戦時中、二十歳以上三十三歳以上の間に、戦線に上り、戦死した者。
（二）戦時中、二十歳以上三十三歳以上の間に、戦線に上り、戦死した者。
（三）戦時中、二十歳以上三十三歳以上の間に、戦線に上り、戦死した者。

加算の種類

場合、英在韓年、從		期は昭和二十九年二月—		4種別資格者取得	
加算の種類	加算の期間	加算の率 (加算の率)			
戦地従軍 加算	戦地に到るべき事由を生じた箇所所在する 地域を離れた月より加算し、戦地より経過 した場合は、経過すべき地域に到着した月 まで加算する。	戦務中三月 戦務中二月	一月半 一月		
外國鎮成 加算	外國鎮成のため内務を離れた月から加算し 鎮成終了後、内國帰郷の月まで加算する。	一月半 (地域により期間)	一月半		
外國の交戦 外國地勤務 加算	その地域に到着し、勤務した月から加算し その地域を離れた月まで加算する。	二月	二月		
國境警備 勤務加算	勤務地封鎖の日より起算し、その勤務地を 離れた日に終る。ただし、勤務中、引越さ き九十日以上その地域を離れたときは、全 く地域を離れた月は加算しない。	朝鮮、樺太 一月半	二月 一月半		
現警勤務 加算		一月半	一月半		
在勤加算	在勤加算については、軍人は、引越さ一年 (昭和八・九・三以前は六か月)以上在 勤者に限る。	樺太、南洋 朝鮮、新京 特別半月 台湾、朝鮮	三月 一月半		

傷 病 恩 給

区分	症狀等差	現行額	改定額
給	第一項症	一、一五〇〇〇	改定なし
	第二項症	一、三九〇〇〇	改定なし
	第三項症	一、一〇〇〇〇	改訂なし
	第四項症	七、七九〇〇〇	七九〇〇〇
恩	第五項症	四三〇〇〇	五、〇〇〇〇
	第六項症	三〇〇〇〇	三八〇〇〇
増	第七項症	一三、〇〇〇	一四、〇〇〇
	第八項症	一三、〇〇〇	一六、〇〇〇
年金	第一項症	一、九〇〇〇	一、三〇〇〇
	第二項症	一、〇〇〇〇	一、〇〇〇
	第三項症	一、四〇〇〇	一、五〇〇〇
	第四項症	一、六〇〇〇	一、八三〇〇〇
賜金	第一項症	一、六〇〇〇	一、五〇〇〇
	第二項症	一、六〇〇〇	一、五〇〇〇
	第三項症	九、六〇〇〇	一〇、〇〇〇
	第四項症	八、〇〇〇〇	一〇、〇〇〇
傷病	第五項症	八、〇〇〇〇	八、六〇〇〇
	第六項症	八、〇〇〇〇	八、六〇〇〇

1 普通恩給給付の傷病年金は、八割のとこへ、五割に改定され、
2 傷病年金の改定額は十月一日以後給付事由の生じたものに限りす。

小 笠 原 諸 島	千 島 列 島	印 度	ビルマ・馬來半島・南領東印度諸島・英領ボルネオ・ニューギニア島・ビスマルク諸島・オーストラリア・フィリピン諸島・ハワイ諸島・南島島・南洋諸島・新南群島島 太平洋・印度洋及び南洋上の島嶼	仏 領 印 度 支 那	支 那		地 域 給 付 期	機 務 甲	機 務 乙
					そ の 他	九 省 港 半 島 港			
至 2019 9・2 2・1	至 2018 9・5 2・13	至 2019 9・3 2・20	至 2020 9・2 2・8	至 2019 10・5 3・23	至 2016 9・5 2・1	至 2017 10・7 9・8 2・1	至 2017 10・7 9・8 2・1	至 2017 10・7 9・8 2・1	至 2017 10・7 9・8 2・1

[illegible]